

子ども・子育て新制度の概要について

資料 1

■ 「子ども・子育て支援新制度」について

○ 子どもや子育てを取り巻く課題

- ・急速な少子化の進行
- ・都市部を中心とした待機児童の問題
- ・仕事と家庭の両立が難しい
- ・子育ての孤立感と負担感の増加
- ・子ども・子育て支援が質・量ともに不足 など



○ 平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」という法律ができました

- ・幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の質の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートする予定
- ・市町村においても、子育て計画の策定や条例を制定する



○ 市町村は、子ども・子育て支援事業計画を作ります

- ・市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズを把握し、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます
- 夕張市子ども・子育て支援事業計画の策定（平成26年度中に策定）
- 子育てに関するアンケート調査を実施（平成26年1月～3月）
→ 中学生以下の子どもがいる全世帯の保護者の方を対象
- 「市長と話そう会」、「市長とのふれあいトーク」
→ 地域の声を聞く場の設置
- 「夕張市子ども・子育て会議」を設置（平成26年2月）
→ 教育や保育の関係機関、公募による保護者などの委員
平成26年6月 第1回会議を開催

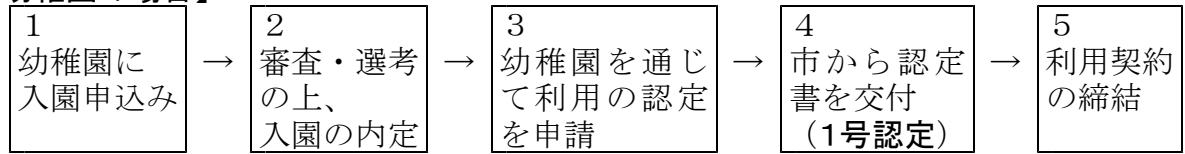
○ 市町村は、子ども・子育てに関する条例を制定します

- ・国が示す基準に基づき、市町村は条例(3本)をつくります。
- 幼稚園や保育所等の運営に関する基準を定める条例
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例

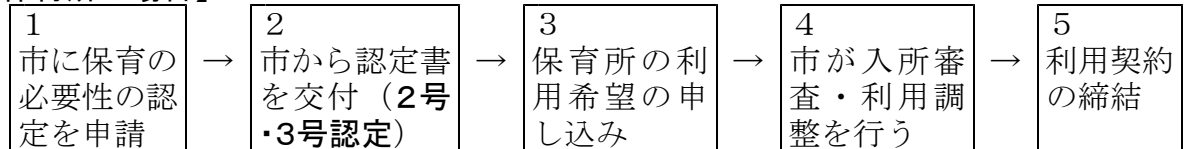
■ 新制度で教育・保育はどう変わるのか

○ 新制度の利用の流れ

【幼稚園の場合】



【保育所の場合】



○ 3つの認定区分

認定区分	対象年齢	必要量の認定	要件	利用施設
1号認定	満3歳以上	・教育標準時間認定	特別な要件なし	幼稚園
2号認定	満3歳以上	(保育必要量により認定) ・保育標準時間認定	保育の必要な事由に該当する必要あり	保育所
3号認定	満3歳未満	・保育短時間認定		

○ 保育所の認定にあたって(保育の必要性の事由)

保育所などを利用する場合には、保育の必要な事由により該当することが必要ですが、これまでの事由(保育に欠ける事由)より、拡大されます。

- | | |
|---|------------------------|
| ① 就労 (フルタイムか、パートタイム等) | ② 妊娠、出産 |
| ③ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 | ④ 保護者の疾病、障害 |
| ⑤ 災害復旧 | |
| ⑥ 求職活動 | |
| ⑦ <u>就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)</u> | } 下線は、新たに追加(拡大)される基準です |
| ⑧ <u>虐待やDVのおそれがあること</u> | |
| ⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u> | |
| ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 | |

○ 保育所の認定にあたって(保育の必要量)

保育を必要とする時間に応じ、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

保育利用時間の区分	1日の利用可能時間	保護者の就労時間(月)
「保育標準時間」利用 → フルタイム就労を想定	最長11時間まで	概ね120時間以上
「保育短時間」利用 → パートタイム就労を想定	最長8時間まで	概ね120時間未満 下限(48~64時間)

- ※ 「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48~64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

○ 幼稚園・保育所の利用者負担のイメージ

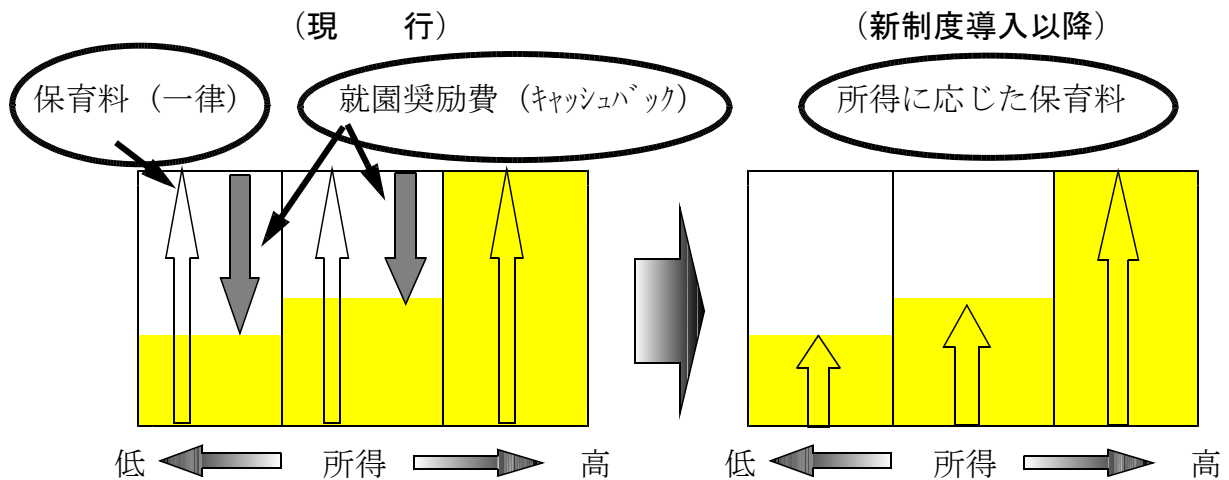
【共通(幼稚園・保育園)】

- ・新制度における保育料は、世帯の所得の状況等を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。
(国が定める水準は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定されます)

【幼稚園】

(1号認定)

- ・支払う保育料自体が市民税所得割課税額に応じた金額になります。



【保育所】

(2号・3号認定)

- ・保育が必要な時間により、保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)の2つの区分に分けられます。
- ・階層区分の認定にあたっては、「所得税額」→「市民税所得割課税額」に変更
<国の基準による階層区分イメージ>

階層区分	保育料 (利用者負担)			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯				
②市町村民税 非課税世帯	標準時間	短時間		
③所得割課税額 48,600円未満				上限額
⑧所得割課税額 397,000円以上				

※ 保育短時間の保育料は、保育標準時間の▲1.7%を基本に設定

○ 幼稚園・保育所の新制度移行スケジュール(予定)

- 1月中旬 保護者への周知
- 1月下旬 入所・入園手続き開始
- 4月～ 入所・入園(新制度施行)

■ 新制度による教育・保育以外の支援について

○ 地域の子育て支援事業

地域の子ども・子育て家庭等を対象とする事業で、次の事業の中から、市町村が地域の実情に応じて実施します。

市町村で目標事業量を設定する11事業

事業名	概要
① 【新規事業】 利用者支援事業	○ 子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、教育・保育施設や地域の子育て事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行う事業
② 地域子育て支援拠点事業	○ 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報の提供、助言等を行う事業
③ 妊婦健康診査	○ 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	○ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑤ 養育支援訪問事業（その他要保護児童等に対する支援に資する事業）	○ 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育能力を向上させるための支援を行う事業
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	○ 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	○ 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業
⑧ 一時預かり事業	○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業
⑨ 時間外保育事業（延長保育・休日保育）	○ 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外等において保育を実施
⑩ 病児保育事業	○ 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を実施する事業
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○ 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業